

青森県報

第二千四百三十一号

平成十七年
一月二十一日
(金曜日)

目次

規 則

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一

告 示

臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課) ……一

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活政策課) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……三

規 則

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

青森県行政書士法施行細則(昭和五十年六月青森県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三号様式の裏面「関係書類」の次に「(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がなされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四十五号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称 青森県立八戸工科学院 三沢校	職業訓練の種類 ・普通職業訓練 ・短期課程	対象者 三十五歳以下 の無業者 又は不安定 就業者で、 就職を希望 する者	訓練科 介護福祉科	訓練期間 九月	定数 一〇人
---	-----------------------------	---	--------------	------------	-----------

青森県告示第四十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発月日
結核病	牛	患畜	一	三戸郡階上町	平成 一七・一・七
ヨネ病	牛	患畜	二	下北郡東通村	一七・一・二

青森県告示第四十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年九月十一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十七年一月十四日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで深浦町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の二
深浦町

2 代表者の住所及び氏名

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の二
深浦町長職務代理人 深浦町助役 西崎 哲

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二四番九から六〇番に至る地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・五八一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二四番三区内に設置された国土調査多角点（八五七九）（北緯四〇度四五分三七秒、東経一四〇度二分三三秒）から六八度〇二分一秒八・五九メートルの地点
 - の地点から三五三度一三分四一秒九六・八七メートルの地点
 - の地点から八二度五〇分二〇秒四・三三メートルの地点
 - の地点から一七三度一六分二八秒八・九九メートルの地点
 - の地点から八三度一五分二八秒九九・九九メートルの地点
 - の地点から三五三度一六分二八秒八・九九メートルの地点
 - の地点から八三度一五分四三秒一・八九メートルの地点
 - の地点から八二度四九分四六秒一八二・七三メートルの地点
 - の地点から三五二度四九分五〇秒九四・九三メートルの地点
 - の地点から二九〇度四三分三八秒一〇・一八メートルの地点
 - の地点から三五二度四九分四八秒六・七九メートルの地点
 - の地点から一一〇度四三分三九秒八九・八六メートルの地点
 - の地点から二〇〇度二五分四三秒五五・三二メートルの地点
 - の地点から一八二度一四分五二秒四〇・六四メートルの地点
 - の地点から一七五度〇〇分三五秒四三・二九メートルの地点
- 面積
二九、一二二・一四平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十七年一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOミサワ・シー・ファウンデーション

三 代表者の氏名

石井 征男

四 主たる事務所の所在地

三沢市深谷三丁目九四の一〇四五

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び近隣市町村に住む人に対して、海をベースにした環境美化や啓発、人材育成、国際交流、政策提言などの事業を行い、地域住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アルキメデス

三 代表者の氏名

山田 美津雄

四 主たる事務所の所在地

三沢市幸町三丁目二〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民に対し、世代を越えて科学的に楽しく学べる社会教育事業、河川湖沼の水質改善などの環境保全を図る事業及び地域活性化のための各種事業の企画・運営協力等を行うことにより、県民の豊かで充実した生活及び住みよい町

と社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人南部サポートソサエティ

三 代表者の氏名

西館 隆

四 主たる事務所の所在地

三戸郡南部町大字大向字佐野平二五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、南部町およびその周辺地域の青少年やその関係者に対し、青少年の健全育成を図る活動、環境美化、ボランティア活動を支援する活動等を行うことにより、地域青少年の人材育成や、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人NPO推進青森会議
- 三 代表者の氏名  
中村 年春
- 四 主たる事務所の所在地  
青森市古川一丁目一六の七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く市民活動を行う個人あるいは団体を対象に、市民活動団体の運営を担う人材の育成やネットワーク、パートナーシップの構築などの事業を行い、もって非営利の市民活動団体が発展するための社会的環境の整備に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭